

県立高等学校における発達障がい等就労支援業務委託仕様書

1. 委託業務名

県立高等学校における発達障がい等就労支援業務委託

2. 目的

高等学校には、発達特性を有しており、進路指導にあたって特に個別の配慮や支援が必要な生徒が在籍している。近年、個別の配慮や支援が必要な生徒が大きく増加しており、学校で進路指導を担う教職員や産業人材コーディネーターにおいては、こうした生徒に特性に適した企業とのマッチングや実習先の選定をはじめとした就労支援の場面において、高い専門性をもととしたアドバイザーが求められる。そのため、専門的知識や実績を有する事業者をプロポーザル（企画提案）方式により募集し、業務を委託する。

3. 契約期間

契約締結日から令和9年3月23日まで

4. 募集事業

（1）事業費

金 2, 514, 000 円（消費税および地方消費税を含む）を上限とする。

（2）対象校・支援対象・対応日数の目安

- ・坂井高等学校、福井農林高等学校、道守高等学校に在籍する全学年の生徒
- ・上記3校に所属する教職員
- ・3校合わせて150日程度の対応（各校50日程度を目安とする）

（3）業務内容（提案内容）※（2）の条件を踏まえつつ、上限額で可能な内容を提案すること。

① 相談業務

- ア 担任、進路指導担当者、産業人材コーディネーター等からの就労に関する相談を受ける。
- イ 相談のための来校スケジュール等について高等学校と調整する。
- ウ 相談内容について記録しておき、県高校教育課の求めに応じて記録を提出する。

② 就労支援業務

- ア 生徒本人、保護者、高等学校教員の3者からの求めがあった場合にのみ、一般企業等での実習を計画する。
- イ 実習先となる一般企業等を選定し、日程調整等を行う。実習の依頼は受託事業者が行う。
- ウ 実習中は必要な時間において生徒本人に付添い、生徒本人や実習先へ助言する。
- エ 実習中の様子を記録して各高等学校へ情報共有する。また、県高校教育課の求めに応じて記録を提出する。

③ 研修業務

- ア 対象校の求めに応じて、教職員等に対して障がい者就労等に関する研修を行う。
- イ 研修内容や実施回数、実施時期について高等学校と相談して調整する。

(4) 成果物

- ・事業報告書（対応件数、相談内容、支援内容など）

5. その他

- ・事業の進捗状況や方向性等を確認するため、高校教育課の求めに応じて中間の状況聴取に応じること。
- ・マスコミ等から取材等の申し出があった場合には、高校教育課へ許可を求めるように回答すること。
- ・この仕様書に定めのない事項およびこの仕様書に関し疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。